

# 公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き 一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上を図るため、建設工事に係る条件付き一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札の公告）

第2条 建設工事を本競争入札に付するときは、法人が設置する和歌山県立医科大学ホームページ入札情報（以下「大学ホームページ」という。）への掲載及び掲示により公告をするものとする。

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を入札公告例（別記第1号様式）により行うものとする。

- (1) 入札に付する工事の概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加手続等に関する事項
- (4) 入札等に関する事項
- (5) 開札等に関する事項
- (6) 審査に関する事項
- (7) 低入札価格調査に関する事項
- (8) 落札者の決定方法に関する事項
- (9) 契約に関する事項
- (10) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告（以下「入札公告」という。）の期間は、原則として次の各号に掲げる「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）の区分による期間（公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第58号）第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）を含む。）とする。

- (1) 予定価格（税抜き）が5,000万円以上の工事20日以上
- (2) 予定価格（税抜き）が5,000万円未満の工事15日以上

（入札参加資格要件）

第3条 本競争入札に参加できる者は、単体企業（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）及び特定建設工事共同企業体で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、技術者に関する要件のうち、専任配置に関する要件を設けるものについては、入札公告において特に定める場合を除き、入札参加資格要件を

満たすことを証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出した日から当該要件を満たしているものとする。また、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めないものとする。

(1) 単体企業及び特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる建設工事に共通する入札参加資格要件を満たしていること。ただし、経常建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員がア、イ、オ、カ及びキの要件を、共同企業体としてウ及びエの要件を満たしていること。

ア 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成 18 年 4 月 1 日制定）第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年 6 月 15 日制定。以下「入札参加資格停止要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

エ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成 19 年 11 月 13 日施行。以下「資格審査取扱い基準」という。）若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成 20 年 12 月 26 日施行。以下「県外建設業者資格審査取扱い基準」という。）に基づく資格の認定を受けている者又は資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定（以下「再認定」という。）を受けている者（以下両者を「資格認定等を受けている者」と総称する。）であること。

オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和 62 年 12 月 21 日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

キ 談合等による損害賠償請求を和歌山県又は法人から受けていない者であること。

ク 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(2) 単体企業及び特定建設工事共同企業体又はその構成員は、工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 入札に付する工事に対応した業種の資格認定等を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準における審査項目に規定する総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

オ 技術者に関する要件を満たしている者であること。

カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

ク その他法人が定める要件を満たしている者であること。

(工事ごとに定める入札参加資格要件の決定)

第4条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、別に定める競争入札審査委員会の審議に付し、法人が決定するものとする。

(設計図書等)

第5条 条設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。

3 コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により貸与することができるものとする。

(技術資料)

第6条 法人は、第3条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告後速やかに、技術資料の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を本競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)に対して、入札公告で定める期間内に交付するものとする。

なお、技術資料作成要領がホームページに掲載可能なものである場合は、大学ホームページに掲載するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第7条 入札参加者は、入札書の提出に併せ対象工事に係る工事費内訳書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

(低入札価格調査実施要領に基づく関係様式の提出)

第8条 公立大学法人和歌山県立医科大学低入札価格調査実施要領(平成21年6月17日制定。以下「低入札要領」という。)による低入札価格調査の対象となる入札を行った者は、同要領に規定する関係様式を、提出を指示された日から起算して5日以内(休日を含まない。)に提出しなければならない。

(入札書等の提出方法)

第9条 入札参加者は、入札書(別記第3号様式)、工事費内訳書(別記第2号様式)及び第3条第1号エで規定する法人代表者から代表権を委任されて「資格認定等を受けている者」が入札する場合にあっては、当該委任を証する書類(原本又は法人代表者が原本証明した写し)(以下これらを「入札書等」という。)を封筒に入れ、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(経常建設工事共同企業体及び特定建設工

事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、入札公告に示す場所に持参し提出しなければならない。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

(入札書等の提出期限等)

第10条 入札書等の提出期限(以下「提出期限」という。)は、入札公告に定めた開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間(以下「提出期間」という。)とする。

2 入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。

3 提出期間外に提出した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第11条 設計図書等に対する質問は、質問書(別記第4号様式)により受け付け、入札公告の日から開札日までの間のうち、原則として3日間(休日を含まない。)の受付期間を設定するものとする。この場合、受付期間の最終日の受付終了時間は、午後5時とするものとする。

2 法人は、前項の質問に対する回答を受付期間終了後、提出期間が始まる日までの間に、大学ホームページにより公表するものとする。ただし、これによりがたい場合には、掲示により公表するものとする。

(入札書等の不受理)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とし、入札書等不受理通知書(別記第5号様式)を添えて、当該入札者に返戻するものとする。

(1) 持参以外の方法により提出された入札書等

(2) 提出期間外に提出された入札書等

(入札の不成立)

第13条 入札公告で定めた開札日時において、次の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2以上ないときは、この入札を不成立とする。ただし、再度公告をして行う入札については、この限りではない。

(1) 同一人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札書

(2) 金額の記入がない入札書

(3) 金額を訂正した入札書

(4) 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

(5) 入札書の建設業許可番号が記載されていない入札書

(6) 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称(経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称)、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書

(7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

- (8) 工事費内訳書を提出しない者がした入札による入札書
  - (9) 第3条第1号エで規定する法人代表者から代表権を委任されて「資格認定等を受けている者」が入札する場合であって、当該委任を証する書類の提出のない者がした入札による入札書
  - (10) 談合その他の不正な行為によってされたことが明らかであると認められる入札に係る入札書(第16条第5項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。)
  - (11) 第3条に規定する要件を満たさないことが明らかであると認められる者がした入札に係る入札書(第16条第5項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。)
- (失格)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とし、失格となった者は落札候補者となることができない。

- (1) 同一の入札について、2以上の入札をした者
- (2) 金額の記入がない入札書による入札をした者
- (3) 金額を訂正した入札書による入札をした者
- (4) 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札をした者
- (5) 建設業許可番号が記載されていない入札書による入札をした者
- (6) 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札をした者
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札をした者
- (8) 工事費内訳書を提出しない者
- (9) 第3条第1号エで規定する法人代表者から代表権を委任されて「資格認定等を受けている者」が入札する場合であって、当該委任を証する書類を提出しない者
- (10) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (11) 第3条に規定する要件を満たさない者
- (12) 最低制限価格を設定した工事において、最低制限価格未満の価格による入札をした者
- (13) 指定する期限までに第8条に規定する関係様式を提出しなかった者
- (14) 低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を全く提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断された者
- (15) 指定する期限までに技術資料を提出しなかった者
- (16) 虚偽の技術資料を提出した者
- (17) 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者

(18) 公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成 22 年 6 月 23 日制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者

(19) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札をした者  
(入札書等の受領及び管理等)

第 15 条 入札執行者は、受領した入札書等の封筒を確認し、第 12 条の規定に該当する場合は不受理とするものとする。

2 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで封筒を開封しないものとする。

3 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

(入札経過書の作成)

第 15 条の 2 入札執行者は、開札日に、封筒の表記をもとに入札経過書（別記第 6 号様式）を作成するものとし、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

2 前条第 1 項により不受理とする場合は、その旨を入札経過書に記載するものとする。

(開札)

第 16 条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとし、入札執行者が開札予定時刻になったことを確認した後、入札者の面前において行うものとする。

2 入札執行者は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

3 入札執行回数は、1 回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その旨を告げ、開札手続を終了するものとする。

4 入札執行者は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を公表した上で、開札手続を終了するものとする。

5 入札執行者は、開札手続終了後速やかに、入札書について第 13 条各号に規定する事由の有無を審査し、法人は、同条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。ただし、入札成立後であっても、開札日において当該入札を不成立とすべき事由があったことを認めた場合は、当該入札を成立とした判断を取り消すこととする。

6 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札した者を最低価格入札者とする。なお、最低価格入札者が 2 者以上ある場合は、法人は、当該最低価格入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は法人が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最低価格入札者が出席しない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

(落札候補者決定のための入札参加資格要件審査)

第 17 条 法人は、前条の規定による当該最低価格入札者に対しファクシミリ又は電話により連絡し、技術資料等の提出を指示するものとする。

2 最低価格入札者は、法人から技術資料等の提出を求められた場合には、提出を指示された

日から起算して、原則として2日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。

- 3 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、法人は、必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関し、より詳細な資料を提出させることができるものとする。
- 4 法人は、技術資料の受領後速やかに、最低価格入札者が第3条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの確認を行うとともに、第14条各号（第14号を除く。）の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次確認するものとする。
- 5 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第14条の規定による失格となった場合には、前項の後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。
- 6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第7号様式）により取りまとめ、入札書等とともに発注課（室）で保存するものとする。
- 7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

（低入札価格調査について）

第18条 最低価格入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行うものとする。

（落札決定方法）

第19条 法人は、第17条に規定する手続きを経て落札候補者となった者を落札者とするものとする。ただし、落札候補者が低入札価格調査の対象であった場合にあっては、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認のうえ、落札者とするものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適合の決定）

第20条 法人は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

- 2 法人は、第17条第4項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適合通知書（別記第8号様式）により通知をするものとする。
- 3 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が第3条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合、法人は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第21条 前条第2項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、法人に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書（別記第9号様式）を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 法人は、第1項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

4 当該苦情の申立ては、第17条から第21条までの事務の執行を妨げないものとする。  
（入札結果等の公表）

第22条 法人は、建設工事の入札経過書については、開札後及び落札決定後に速やかに大学ホームページにより公表するものとする。

2 法人は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。ただし、別に定める場合については、この限りではない。

（入札の延期、取り止め）

第23条 法人は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

（費用の負担）

第24条 入札書等及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

（その他）

第25条 法人は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

2 対象工事の入札関連書類は、大学ホームページに掲載するものとする。

（総合評価に係る読み替え）

第26条 この要領に基づき入札を実施する建設工事のうち、総合評価落札方式実施要綱による総合評価を行うものについては、別紙のとおり読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月17日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年6月23日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年5月12日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月15日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 19 日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 10 日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 11 日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

## 別紙

総合評価落札方式実施要綱による総合評価を行う場合の読み替え

第6条 法人は、入札公告を行った後速やかに、技術提案（総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して提出を求める書類及び開札後に提出を求める技術提案（総合評価において評価値を確定するために開札後に提出を求める書類及び第3条に規定する入札参加資格要件の確認を行うために開札後に提出を求める技術資料のことをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成に係る事項等を記載した技術提案作成要領を本競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対して入札公告で定める期間内に交付するものとする。

第9条 入札参加者は、入札書（別記第3号様式）、技術提案（入札公告において入札書と同時に提出することとされたものに限る。）及び工事費内訳書（別記第2号様式）及び第3条第1号エで規定する法人代表者から代表権を委任されて「資格認定等を受けている者」が入札する場合にあっては、当該委任を証する書類（原本又は法人代表者が原本証明した写し）（以下これらを「入札書等」と総称する。）を封筒に入れ、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、入札公告に示す場所に持参し提出しなければならない。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

## 第13条

(8) 工事費内訳書及び技術提案（入札公告において入札書と同時に提出することとされたものに限る。）を提出しない者がした入札書

## 第14条

(8) 工事費内訳書及び技術提案（入札公告において入札書と同時に提出することとされたものに限る。）を提出しなかった者

(15) 指定する期限までに開札後に提出を求める技術提案及び入札公告において特に提出を指示する書類がある場合はその書類（以下「技術提案等」という。）を提出しなかった者

(16) 虚偽の技術提案を提出した者

(17) 工事費内訳書及び技術提案において、意思表示が不明瞭な入札を行った者

## 第16条

6 入札執行者は、開札終了後、総合評価を行った結果、予定価格の制限の範囲内の価格で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とする。この場合において、最高評価値入札者が

2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定するものとする。くじを行う日時及び場所は法人が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最高評価値入札者が出席しない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

第17条 法人は、前条の規定による当該最高評価値入札者にファクシミリ又は電話により連絡し、開札後に提出を求める技術提案等の提出を指示するものとする。

2 最高評価値入札者は、法人から開札後に提出を求める技術提案等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。

3 一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、法人は、必要と認めたときは、すでに提出された技術提案に関し、より詳細な資料を提出させることができるものとする。

4 法人は、開札後に提出を求める技術提案の受領後速やかに、最高評価値入札者が第3条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第14条各号（第14号を除く。）の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最高評価値入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し開札後に提出を求める技術提案等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。

7 入札参加資格要件の審査は、総合評価が完了した日の翌日から起算して原則として5日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

第18条 最高評価値入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行うものとする。

第20条

2 法人は、第17条第4項の審査により当該最高評価値入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最高評価値入札者に対して入札参加資格要件不適合通知書（別記第8号様式）により通知をするものとする。

第25条 法人は、入札参加者が提出した技術提案を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

2 対象工事の入札関連書類は、大学ホームページに掲載するものとする。